

特 記 仕 様 書

1) 【総則】

(適用範囲)

本仕様書は、市道交通量調査業務委託（その2）（以下、本委託）に適用する。

(委託内容)

本委託内容は、宇治市内の道路の交通量および交通状況を把握し、道路の計画・建設・維持・管理等についての基礎資料を得ることを目的とする。

(履行期間)

本委託の履行期間は令和9年1月29日までとする。

(調査の基準)

調査作業は、交通渋滞実態調査マニュアル（平成2年2月）および
全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）の調査方法に従って実施するものとする。

本特記仕様書に定めなき事項は、契約書、設計図書、宇治市測量業務共通仕様書によるほか
国土交通省近畿地方整備局「土木設計業務等委託必携」、京都府「土木設計業務等委託必携」に
準ずるものとする。

また、作業の実施に当たっては、関係法令を遵守して監督職員の指示を正確に遵守しなければならない。

(提出書類)

委託金額が100万円以上となる場合、受託者は測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）の入力システムにより、（財）日本建設情報センター（JACIC）にデータ登録するものとする。

登録には、業務契約時登録、業務完了時登録及び必要に応じて変更時登録があり、監督職員の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「TECRIS受領書」の写しを監督職員に提出するものとする。

(打合せ等)

協議・打合せについては、業務着手時、成果品納入時の計2回を行うものとする。なお、第1回打合せ、成果品納入時には原則として主任技術者が立ち会うものとする。打合せ協議は、打合せ事項を記録簿に取りまとめ、監督職員に提出し相互に確認すること。

(疑義)

業務遂行上、疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議すること。

(資料等の貸与及び返却)

本市から貸し出す資料は、速やかに返却し他の目的に使用してはならない。

(地元関係者との交渉等)

現地作業実施にあたっては、地元関係者（町内会）等に対し作業への理解、協力を得ることはもとより、作業内容、状況等について地域に十分周知すること。よって現地作業に当たっては周知のためのビラの各戸配布を行うこと。配布区域については監督職員と協議の上決定する。

(土地への立ち入り等)

作業実施にあたり、第三者の土地に立入る場合は、あらかじめ監督職員および土地の所有者の了解を得て立入るものとする。また、作業者は作業中必ず宇治市発行の証明書を携帯すること。

(成果品の提出)

本委託の成果品は、共通仕様書に基づくものとするが、成果品部数は正・副2部とし、成果品項目は以下のとおりとする。

①報告書

②図面

③CD-R (Auto CAD(dwg もしくは dxf)・Word・Excel・PDF)

(守秘義務)

受託者は業務内容およびその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、目的外の使用を禁止し目的完了後直ちに返却すること。万が一個人情報情報が漏洩した際は、監督職員に直ちに報告し、監督職員の指示に従い対応すること。

2) 【調査業務】

(現地踏査)

1. 交通量調査の準備・実施

① 交差点部交通量調査 (時間別・方向別・種類別)

【時間別】 平日 1 日、7 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 の 1 2 時間調査 (調査開始時刻から 1 時間毎に累計交通量を記録) とする。

【方向別】 交差点別に調査方向が異なるため、監督職員から指示を受けること。

【種類別】 下記のとおり。

＜自動車類＞ 交差点方向別交通量を大型車 (バス、普通貨物車)、小型車 (乗用車、小型貨物車) 二輪車 (動力付き二輪車類) の 3 車種区分でカウント調査する。

＜歩行者類＞ 横断歩道部の自転車・歩行者の通行量をカウント調査する。なお、横断歩道橋などがあり、歩行者が道路上を横断しない場合は歩行者の観測は必要ない。

(作業計画)

1. 作業日時は、令和 8 年 11 月上旬～11 月中旬の内 1 日を予定している。

詳細については事前に別途監督職員より指示する。

なお、雨天等により変更が生じる場合についても監督職員の指示により変更を行う。

2. 請負者は、あらかじめ作業計画書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

3. 作業計画の変更については、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

但し、軽微な変更は、この限りではないが、その都度監督職員に報告しなければならない。

(調査地点)

1. 受注者は、調査地点の選点を貸与資料及び現地を確認した上で監督職員と協議のうえ決定する。また、地元関係者の了解を得ておくこと。

2. 調査作業をやむを得ず民地で実施しなければならない場合は、受注者が土地使用者 土地利用者の了解を得た上で調査を実施すること。

(作業管理)

1. 受注者は、調査業務にあたり、交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。

2. 受注者は、道路利用者、地元関係者から調査に対する問い合わせがあった際には親切、丁寧な対応を取ること。

3. 受注者は、調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

2. 【調査対象交差点】

箇所名	路線名	箇所名	路線名
地点10	下居大久保線×宇治白川線	地点41	神楽田南浦線×小倉33号線
地点13	小倉安田線×堀池南落合線	地点42	南山蔭田線×府道城陽宇治線
地点15	春日森落合線×榎島町23号線	地点44	天神台2号線×宇治榎島線
地点18	榎島23号線×目川南北線		
地点19	春日森落合線×榎島82号線		
地点22	府道宇治小倉停車場線×宇治榎島線		
地点25	下居大久保線×城陽宇治線		
地点37	小倉安田線×府道城陽宇治線		
地点38	府道宇治小倉停車場線×府道城陽宇治線		
地点39	府道八幡宇治線×府道城陽宇治線		

計13交差点

3. 資料整理

① 調査結果の集計・整理

調査結果の集計及び整理を行い、交通量調査報告書としてとりまとめる。
また、交通渋滞実態調査マニュアルにおける様式-1、2、3を作成する。

② 交通現況及び問題点の把握・分析

調査結果から現況の交通状況・問題点の把握を行う。

③ 調査状況報告

4. 報告書とりまとめ

以上の検討結果を報告書としてとりまとめる。

3) 【その他】

(必要経費)

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

(他業務との調整)

本市で実施する「市道交通量調査業務委託（その1）」と同時に行うため、各請負業者と十分調整を行い、作業をすること。